

環境省



番号	制度名
環境省	
環境01	株式会社脱炭素化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設

点検結果表

(行政機関名：環境省)

制度名	株式会社脱炭素化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設		
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（10年間に少なくとも150兆円必要と言われている脱炭素投資の拡大に貢献すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（10年間に少なくとも150兆円必要と言われている脱炭素投資の拡大に貢献すること）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>③ 達成目標（2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に寄与）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 10年間に少なくとも150兆円必要と言われている脱炭素投資の拡大に貢献することについては、2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に向けた一つの過程であり、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度ではなく、10年後（2030年頃）を目安に達成すべきものである。なお、この点については、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第3条における施行後10年を目途とした施行状況検討規定などを踏まえて、適切に達成状況を評価していく。</p> <p>②・③ 株式会社脱炭素化支援機構（以下機構）は令和4年10月中設立予定であり、機構設立後に、より適切な達成目標を設定して、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号。以下「法」という。）に基づき環境大臣が毎年度行う実績評価や、官民ファンドの活用推進に関する関係関係会議幹事会等におけるフォローアップ、さらには改正法附則第3条における施行後10年を目途とした施行状況検討規定などを踏まえて、適切に達成状況を評価していく。この際、当該目標については、機構の目的が、法において「地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする」とされていることを踏まえ、2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に寄与への達成度合いを測る適切な目標を設定することとなる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【環境省の補足説明】</p> <p>—</p>
--

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
--------------------------

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和5年度から32年度までの法人事業税）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 各年度の減収額は以下のとおりであり、評価書にも当該情報を記載した。約437億円（令和5年度～令和32年度の累計）（算出根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構における資本金等の額             <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度：302億円（政府出資200億、民間出資102億）の見込み。</li> <li>令和5年度以降：事業終了5年前（令和28年度）まで毎年度400億円ずつ増資と仮定。</li> </ul> </li> <li>※資本金等が1,000億円を超える場合の圧縮措置（地方税法72条の21）             <ul style="list-style-type: none"> <li>1,000億円以下の金額・・・100%</li> <li>1,000億円を超えて5,000億円以下の金額・・・50%</li> <li>5,000億円を超えて1兆円以下の金額・・・25%</li> <li>1兆円超の資本金等・・・1兆円とみなす（上限規程）</li> </ul> </li> <li>・法人事業税（資本割）納付額＝資本金等の額×税率（東京都）0.525%</li> </ul> <p>令和5年度～令和32年度における各年度の法人事業税（資本割）減収額（百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>358</td> <td>541</td> <td>646</td> <td>751</td> <td>856</td> <td>961</td> </tr> <tr> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> <th>令和14年度</th> <th>令和15年度</th> <th>令和16年度</th> </tr> <tr> <td>1,066</td> <td>1,171</td> <td>1,276</td> <td>1,381</td> <td>1,486</td> <td>1,578</td> </tr> <tr> <th>令和17年度</th> <th>令和18年度</th> <th>令和19年度</th> <th>令和20年度</th> <th>令和21年度</th> <th>令和22年度</th> </tr> <tr> <td>1,630</td> <td>1,683</td> <td>1,735</td> <td>1,788</td> <td>1,840</td> <td>1,893</td> </tr> <tr> <th>令和23年度</th> <th>令和24年度</th> <th>令和25年度</th> <th>令和26年度</th> <th>令和27年度</th> <th>令和28年度</th> </tr> <tr> <td>1,945</td> <td>1,998</td> <td>2,050</td> <td>2,103</td> <td>2,155</td> <td>2,155</td> </tr> <tr> <th>令和29年度</th> <th>令和30年度</th> <th>令和31年度</th> <th>令和32年度</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,155</td> <td>2,155</td> <td>2,155</td> <td>2,155</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	358	541	646	751	856	961	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	1,066	1,171	1,276	1,381	1,486	1,578	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	1,630	1,683	1,735	1,788	1,840	1,893	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	1,945	1,998	2,050	2,103	2,155	2,155	令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度			2,155	2,155	2,155	2,155		
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																																							
358	541	646	751	856	961																																																							
令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度																																																							
1,066	1,171	1,276	1,381	1,486	1,578																																																							
令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度																																																							
1,630	1,683	1,735	1,788	1,840	1,893																																																							
令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度																																																							
1,945	1,998	2,050	2,103	2,155	2,155																																																							
令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度																																																									
2,155	2,155	2,155	2,155																																																									

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（10年間に少なくとも150兆円必要と言われている脱炭素投資の拡大に貢献すること）に対する将来の効果（令和5年度から11年度まで、13年度から27年度まで、29年度から31年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標（2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に寄与）に対する将来の効果（令和6年度から11年度まで、13年度から27年度まで、29年度から31年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（10年間に少なくとも150兆円必要と言われている脱炭素投資の拡大に貢献すること）に対する将来の効果（令和12年度及び32年度）について、「150兆円の投資拡</p>
--

<p>大への貢献」及び「150兆円を上回る投資拡大への貢献」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に寄与）に対する将来の効果（令和12年度及び32年度）について、「2013年度比46%削減等への貢献」及び「カーボンニュートラル実現への貢献」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に寄与）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 各年度における効果の予測を補完し、評価書に記載した。</p> <p>② 各年度における効果の予測を補完し、評価書に記載した。</p> <p>③ 150兆円の投資拡大への貢献については、「グリーンエネルギー戦略」中間整理（2022年5月19日）において、2050年カーボンニュートラル実現のためには今後10年間で150兆円の投資が必要であるとされている。</p> <p>④ 2013年度比46%削減等及び2050年カーボンニュートラル実現については、いずれも地球温暖化対策計画（2021年10月22日閣議決定）において定められている。</p> <p>⑤ 達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果としては、令和32年度までの累計437億円の税収減により機構は同金額を出融資の支援に活用でき、機構の民間補完の出融資が民間の出融資の呼び水となり、地域における脱炭素事業への出融資機会が創出されることから、機構の民間資金の呼び水効果を5倍（＝機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額）と仮定すると、令和32年度までに全体として2185億円の地域における民間の出融資機会が創出され、地域脱炭素の案件形成が見込まれる。これも踏まえ、2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成への寄与に対する将来の効果については、機構設立後に、より適切な達成目標を設定して、法に基づき環境大臣が毎年度行う実績評価や、官民ファンドの活用推進に関する関係関係会議幹事会等におけるフォローアップ、さらには改正法附則第3条における施行後10年を目途とした施行状況検討規定などを踏まえて、適切に評価していく。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「「グリーンエネルギー戦略」中間整理（2022年5月19日）において、2050年カーボンニュートラル実現のためには今後10年間で150兆円の投資が必要であるとされている」との説明では、目標値は算定根拠とはならないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 「地球温暖化対策計画（2021年10月22日閣議決定）において定められている」との説明では、目標値は算定根拠とはならないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	株式会社脱炭素化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税: 義(地方税3)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 株式会社脱炭素化支援機構(以下「機構」という。)について、令和5年4月1日から令和33年3月31日(温対法第36条の27第2項により定められた、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限)までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置の新設を要望するもの。
		《関係条項》 —
5	担当部局	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和5年度～令和32年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされている期間(令和5年4月1日から令和33年3月31日までの間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構を活用し、前例に乏しく出融資の評価が難しい、認知度が低く関係者の理解が得られにくいといった脱炭素事業への民間資金を呼び込むことにより、地域資源を活用した脱炭素事業の普及拡大に貢献するとともに、収益性のみならず、環境配慮・地域共生も確保しながら出融資を行うことで、地域と共生する形で、2030年度目標(温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等)及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に貢献する。 「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては「資金供給(脚注: 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や、地球温暖化対策推進法の改正により設置される脱炭素化支援機構の取組を含む)等を通じ、地域の脱炭素トランジションに向けた投資を含め、地域脱炭素の加速化を図る」と、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)」においては「財政支援等による地域の脱炭素トランジションへの投資を含む地域脱炭素加速化」と、「フォローアップ

10	有効性等	①: 適用数	1件(機構のみ)(令和5年度以降毎年)
		②: 適用額	20億円(令和5年度以降毎年)
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 収益性のみならず、環境配慮・地域共生も確保しながら出融資を行うことで、地域と共生する形で、脱炭素事業への民間資金を呼び込むことにより、地域資源を活用した脱炭素事業の普及拡大に貢献するとともに、10年間に少なくとも150兆円必要と言われていた脱炭素投資の拡大に貢献することにより、2030年度目標(温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等)及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に寄与する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の業務の遂行上必要不可欠である。本措置を講ずることにより、上記目標の達成に寄与する。
②: 政策体系における政策目的の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進 1-1. 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり 9. 地域脱炭素の推進 9-1. 地域の脱炭素化の推進		
		②: 政策体系的根拠 《政策目的の根拠》 ・地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・クリーンエネルギー戦略中間整理(令和4年5月19日産業技術環境局・資源エネルギー庁) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)	

(令和4年6月7日閣議決定)」においては「2023年度に、国地方連携の下、地域共生再エネ等を通じた地域での脱炭素化の取組を拡大・加速化するため、交付金の交付や脱炭素化支援機構による出資等を行う。」とされており、今後の金融機関の投融资の模範となるような案件を形成し、支援実績を確実に拡大していくことが必要である。特に、現在、地域の事業者や金融機関の知見・ノウハウが蓄積されておらず、また、環境配慮・地域共生の確保に係る手法が確立されていないため、とりわけ機構の設立初期段階から、積極的なリスクマネー供給や民間への情報提供を通じた模範的役割の発揮が求められる。このため、機構は、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するためにリスクマネーの供給を行うため、十分な財務基盤を有していることが求められることから、必然的に多額の資本金等が必要となる。しかし、資本割による多額の税負担が生じることで、業務遂行のための十分な財産基盤が損なわれ、当該役割を適切に果たせなくなるおそれがあることから、これを回避する措置が必要である。

	③: 減収額	<p>約 437 億円(令和5年度～令和 32 年度の累計)</p> <p>(算出根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構における資本金等の額             <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度 :302 億円(政府出資 200 億、民間出資 102 億)の見込み。</li> <li>令和5年度以降、事業終了5年前(令和 28 年度)まで毎年度 400 億円ずつ増資と仮定。</li> </ul> </li> <li>※資本金等が 1,000 億円を超える場合の圧縮措置(地方税法 72 条の 21)             <ul style="list-style-type: none"> <li>1,000 億円以下の金額……………100%</li> <li>1,000 億円を超えて 5,000 億円以下の金額…50%</li> <li>5,000 億円を超えて 1兆円以下の金額……………25%</li> <li>1兆円超の資本金等……………1兆円とみなす(上限規程)</li> </ul> </li> <li>・法人事業税(資本割)納付額=資本金等の額×税率(東京都)0.525%</li> </ul> <p>令和5年度～令和 32 年度における各年度の法人事業税(資本割)減収額(百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td> </tr> <tr> <td>358</td><td>541</td><td>646</td><td>751</td><td>856</td><td>961</td> </tr> <tr> <td>令和 11 年度</td><td>令和 12 年度</td><td>令和 13 年度</td><td>令和 14 年度</td><td>令和 15 年度</td><td>令和 16 年度</td> </tr> <tr> <td>1,066</td><td>1,171</td><td>1,276</td><td>1,381</td><td>1,486</td><td>1,578</td> </tr> <tr> <td>令和 17 年度</td><td>令和 18 年度</td><td>令和 19 年度</td><td>令和 20 年度</td><td>令和 21 年度</td><td>令和 22 年度</td> </tr> <tr> <td>1,630</td><td>1,683</td><td>1,735</td><td>1,788</td><td>1,840</td><td>1,893</td> </tr> <tr> <td>令和 23 年度</td><td>令和 24 年度</td><td>令和 25 年度</td><td>令和 26 年度</td><td>令和 27 年度</td><td>令和 28 年度</td> </tr> <tr> <td>1,945</td><td>1,998</td><td>2,050</td><td>2,103</td><td>2,155</td><td>2,155</td> </tr> <tr> <td>令和 29 年度</td><td>令和 30 年度</td><td>令和 31 年度</td><td>令和 32 年度</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>2,155</td><td>2,155</td><td>2,155</td><td>2,155</td><td></td><td></td> </tr> </table>	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	358	541	646	751	856	961	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	1,066	1,171	1,276	1,381	1,486	1,578	令和 17 年度	令和 18 年度	令和 19 年度	令和 20 年度	令和 21 年度	令和 22 年度	1,630	1,683	1,735	1,788	1,840	1,893	令和 23 年度	令和 24 年度	令和 25 年度	令和 26 年度	令和 27 年度	令和 28 年度	1,945	1,998	2,050	2,103	2,155	2,155	令和 29 年度	令和 30 年度	令和 31 年度	令和 32 年度			2,155	2,155	2,155	2,155		
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度																																																									
358	541	646	751	856	961																																																									
令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度																																																									
1,066	1,171	1,276	1,381	1,486	1,578																																																									
令和 17 年度	令和 18 年度	令和 19 年度	令和 20 年度	令和 21 年度	令和 22 年度																																																									
1,630	1,683	1,735	1,788	1,840	1,893																																																									
令和 23 年度	令和 24 年度	令和 25 年度	令和 26 年度	令和 27 年度	令和 28 年度																																																									
1,945	1,998	2,050	2,103	2,155	2,155																																																									
令和 29 年度	令和 30 年度	令和 31 年度	令和 32 年度																																																											
2,155	2,155	2,155	2,155																																																											
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○達成目標の実現状況(R5～32の数値の推移)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度～令和 12 年度</th> <th>令和 13 年度～令和 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業規模(億円)</td> <td>1000</td> <td>150 兆円を超過する投資拡大への貢献</td> <td>150 兆円を上回る投資拡大への貢献</td> </tr> <tr> <td>温室効果ガス排出累積削減量・吸収量(t-CO2)</td> <td>-</td> <td>2013 年度比 46%削減等への貢献</td> <td>カーボンニュートラル実現への貢献</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 令和 4 年度の事業規模については、機構の財政投融资計画における産業投資額 200 億円に、呼び水効果(5倍と仮定)を掛け合わせた値</p> <p>2 令和 5 年度から令和 12 年度の事業規模については、少なくとも 150 兆円必要とも言われる脱炭素投資拡大への貢献</p> <p>3 温室効果ガス排出累積削減量・吸収量の目標値・想定値につ</p>		令和4年度	令和5年度～令和 12 年度	令和 13 年度～令和 32 年度	事業規模(億円)	1000	150 兆円を超過する投資拡大への貢献	150 兆円を上回る投資拡大への貢献	温室効果ガス排出累積削減量・吸収量(t-CO2)	-	2013 年度比 46%削減等への貢献	カーボンニュートラル実現への貢献																																																
	令和4年度	令和5年度～令和 12 年度	令和 13 年度～令和 32 年度																																																											
事業規模(億円)	1000	150 兆円を超過する投資拡大への貢献	150 兆円を上回る投資拡大への貢献																																																											
温室効果ガス排出累積削減量・吸収量(t-CO2)	-	2013 年度比 46%削減等への貢献	カーボンニュートラル実現への貢献																																																											

		<p>いては、機構設立後に設定予定。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和 32 年度までの累計 437 億円の税収減により機構は同金額を出融資の支援に活用でき、機構の民間補完の出融資が民間の出融資の呼び水となり、地域における脱炭素事業への出融資機会が創出されることから、機構の民間資金の呼び水効果を5倍(= 機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額)と仮定すると、令和 32 年度までに全体として 2185 億円の地域における民間の出融資機会が創出され、地域脱炭素の案件形成が見込まれる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本措置を講じることにより、令和 32 年度までに全体として 2185 億円の地域における民間の出融資機会が創出され、地域脱炭素の案件形成が見込まれるため、令和 32 年度までの累計 437 億円の税収減を上回る効果が期待され、地域における脱炭素事業の創出に資する。また機構には 50 行近い地方銀行が引受人として出資しており、地域に対する機構の活躍が期待されている。機構がリスクマネーを供給し脱炭素投資の呼び水となることにより、地方銀行が地域の脱炭素事業に対するプロジェクトファイナンスを行えるようになり、地域脱炭素の加速化を図るとともに、新たな地域脱炭素ビジネスの実現によって、地域における雇用創出及び新たなサービスの提供が可能となるなど、地方創生と脱炭素の好循環を生み出すことができる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>なお、(株)地域経済活性化支援機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構及び(株)民間資金等活用事業推進機構でも同様の措置が講じられている。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>同一の目的であるほかの措置はない。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置を講じることにより、地域資源を活用した再エネ設備の導入等、地方創生に寄与する脱炭素事業の新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環に資するとともに、今や 758 自治体(令和4年7月 29 日時点)にも及ぶゼロカーボンシティ宣言自治体をはじめとした自治体による地域脱炭素の取組のために必要な財政基盤の強化に貢献する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

